

大学評価における弾力的措置

第1段階の要件を満たしている大学一覧（2018年度、2019年度評価校）

本年3月29日付文部科学省高等教育局長通知により、本協会は、内部質保証が一定程度機能している評価対象大学については、認証評価において弾力的措置を取ることを可能とするよう、依頼を受けました。本協会は、2025年度から始まる大学評価において、こうした依頼を踏まえるとともに、各大学の自律的な質保証活動への信頼を基礎に、創意工夫によるさらなる個性の伸張と、それによる理念・目的の実現を後押しすることを目的に、一定の要件を満たしている大学に対して弾力的な措置を実施いたします※。要件の充足は2段階で判断されますが、第1段階の要件（要件は本資料【参考】参照）を満たしている大学は下記の通りです（2018年度、2019年度評価校）。

※本制度の詳細は、『大学評価ハンドブック』所収の資料10「機関別認証評価における大学及び短期大学の創意工夫を促すための弾力的措置について」をご覧ください。

（1）2018年度評価校

評価結果において要件ア)～ウ)を満たしている大学	改善報告書検討結果において要件ア)～ウ)を満たしている大学
関西大学 清泉女子大学 立命館大学	青森公立大学 大阪医科薬科大学 (※統合前の旧大阪薬科大学は2018年度の大学評価、旧大阪医科大学は2020年度の大学評価。ともに要件充足。)

以上5校

（2）2019年度評価校

評価結果において要件ア)～ウ)を満たしている大学	改善報告書検討結果において要件ア)～ウ)を満たしている大学
石川県立看護大学 京都文教大学 グロービス経営大学院大学 阪南大学 福岡工業大学 法政大学 武蔵野大学	東京都立産業技術大学院大学 三重県立看護大学 宮城大学 宮城教育大学

以上11校

上記該当校の今後の手続等

弾力的措置によって次回の大学評価を受けるか否かは任意です。弾力的措置によらず通

常の方法で大学評価を受けることも可能です。

弾力的措置によって大学評価を受ける場合は、第2段階の要件充足が必要であり、その確認を本協会に求める必要があります。本協会に求める時期は、次の通りです。

	2018年度評価校 (2025年度次回評価見込み)	2019年度評価校 (2026年度次回評価見込み)
要件充足の 確認申請	2024年5月末	2024年10月末
確認結果の 本協会からの 通知	2024年6月	2024年12月

【参考】要件

前回の第3期機関別認証評価※において以下の要件を満たすこと（**第1段階の要件**）。

※ 大学評価は2018年度以降、短期大学認証評価は2020年度以降実施の評価。

- ① 適合の判定を受けている（追評価により適合となった場合を除く）。
- ② 前回の第3期認証評価の評価結果が、以下の全要件を満たしている。

ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。
イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。
ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。

- ③ ①及び②を満たしたうえで以下の要件を満たすこと（**第2段階の要件**）。

エ) 弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している（全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする）。

改善報告書の検討結果において、②のア)～ウ)の要件にかかる事項の改善が認められると判断された大学も要件を満たすものとして扱います。ただし、指摘を受けた事項の一部について引き続き改善が求められている場合は、要件を満たさないものとして取り扱います。

以上